行政運営改善調査　結果概要

- 成年後見制度の利用促進に関する調査　（通知日：令和８年７月21日）
- 行政手続のDX推進に関する調査－農林水産関係－

（勧告及び通知日：令和８年７月31日）
- 野生動物による被害防止対策に関する調査

（通知日：令和８年７月31日）
- ひとり親家庭等の支援に関する調査　（通知日：令和８年７月31日）
- 不登校等のこどもの健康診断に関する調査

（通知日：令和８年10月22日）

成年後見制度の利用促進に関する調査結果（概要）

くらしの中に 総務省

〔 通知日：令和８年７月21日　通知先：厚生労働省 〕

調査の背景

■　少子高齢化の進展により、身寄りのない高齢者の増加が見込まれ、認知症などで判断能力の不十分な者を保護し、支援するための制度である**成年後見制度の利用ニーズはより一層高まっていく見込み**

■　国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）に基づき、５年を一期とする成年後見制度利用促進基本計画を策定して制度の利用促進を図っており、利用者数は令和７年末時点で約26万人に上るものの、**市区町村ごとに大きなばらつきあり**

■　本調査は、**成年後見制度を必要とする者が確実に利用できるよう、**利用促進に係る市区町村の取組状況等を調査し、**地域の実情を踏まえた計画的な取組の推進**に資することを目的として実施



後犬ちゃん（厚生労働省作成のマスコットキャラクター）

主な調査結果

①　利用促進のためには利用ニーズを適切に把握する必要があるが、ニーズ把握の必要性は感じつつも、これを把握していない市区町村が多数

- 約85%の市区町村が利用ニーズを未把握。これらの市区町村の半数以上が「必要性を感じているが、把握方法や手順が分からない」と回答
- 一方、アンケート調査等により今後の利用ニーズの増加を定量的に把握することで、市の基本計画の策定、中核機関の体制整備、成年後見人の担い手確保等に活用している市区町村あり

②　相談支援機関（※1）**は、利用が想定される者を中核機関**（※2）**へつなぐとされているが、期待される役割が十分に果たせていない。**

- 相談支援機関の約２割が「制度が複雑で理解が難しい」、約２割から３割程度が「どのようなケースを中核機関につなげればよいか分かりにくい」と回答
- 相談支援機関が制度の利用の必要性を判断するためのチェックシートや中核機関につなぐ基準等の作成に取り組んでいるとする市区町村は約２割

③　市区町村は家庭裁判所と連携を図ることとされているが、十分とはいえない。

- 約37%の市区町村が家庭裁判所と未連携。これらの市区町村の約３割が「司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」と回答
- 家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村は約４割。意見交換する場が設けられている方が家庭裁判所と連携した取組が行われている割合が高い傾向

当省の主な意見

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要

①　市区町村が利用ニーズを適切に把握できるよう、**アンケート調査票の例などを示すこと。**

②　相談支援機関が、利用が想定される者の個別のニーズを的確に把握し、中核機関につなぐことができるよう、**研修の充実やつなぐ基準の作成など支援を強化すること。**

③　**市区町村と家庭裁判所**との意見交換の方法を周知する等により、**両者が意見交換できる機会を設けるよう促すこと。**

※１　高齢者に関する相談支援を行う機関として地域包括支援センターが、また、障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターがある。
※２　中核機関とは、地域において関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関・体制をいう。

調査結果①　市区町村等における制度の利用ニーズの把握状況



背景・制度等

■　利用促進法では、以下を規定

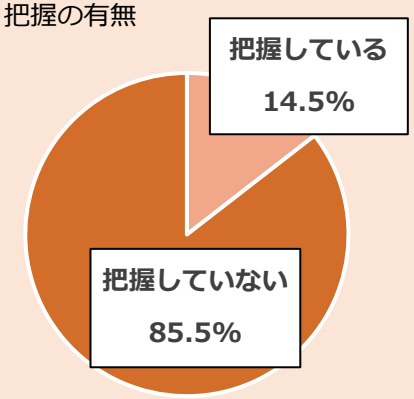
・　成年後見制度の利用促進は、制度の利用に係る需要を適切に把握すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行うこと。

・　基本方針として、成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握その他の必要な措置を講ずること。

主な調査結果

■　**約85%の市区町村が利用ニーズを未把握**。これらの市区町村のうち、**半数以上の市区町村が「必要性を感じているが、把握方法や手順が分からない」**と回答。「把握する必要性を感じていない」は約１割

市区町村による利用ニーズの把握の有無



■　**利用ニーズを把握している市区町村**では、ニーズ調査により今後の利用ニーズの増加を定量的に把握して市の基本計画策定の根拠とした例や、中核機関の体制整備、市民後見人や法人後見による担い手確保の取組など、**業務の継続的な見直しに活用している例あり**

■　利用ニーズを把握するための方法は、おおむね２つに分類

✓　アンケート方式（調査票によるアンケート、聞取り調査）

✓　推計方式（認知症高齢者数等から利用者数を推計）

■　**アンケート方式は調査対象者の選定や質問項目の設計の難易度が高い、推計方式は具体的な推計方法が不明なため過大な数字が出る傾向にある、といった課題あり**

（市区町村の意見）

・　アンケートの調査項目の作成に苦慮した。

・　制度利用が必要と考えられる者をアンケートでどのように把握するのかが難しい。

・　認知症の有病者数や療育手帳、精神障害者福祉手帳の所持者数を用いては、後見人の担い手確保の観点からすると過大な数値となる。

当省の意見

希望する市区町村が管内の利用ニーズを適切に把握できるよう、

①　利用ニーズを把握するためのアンケート調査票の例を市区町村に示すこと

②　全国の利用者数等を基に、利用ニーズを推計するための具体的手法の例を市区町村に示すこと

などにより、市区町村を支援すること。

調査結果②　利用が想定される者を中核機関へ適切につなぐための取組状況

背景・制度等

■　成年後見制度の利用者の多くは高齢者や障害者であり、制度の利用促進を図る上では、これらの者と第一線で接する相談支援機関（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）における取組が重要

■　国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）では、相談支援機関は、情報の収集や集約、整理を行い、制度利用の必要性を判断した上で中核機関につなぐことと規定

主な調査結果

＜相談支援機関に対する研修＞

■　**相談支援機関の約２割が「制度が複雑で理解が難しい」、中核機関の約４割が「関係機関における制度の理解が不十分と感じた」**と回答

■　中核機関からは、「ケアマネジャーや相談支援専門員は、都道府県が実施する成年後見制度に関する研修を受けているが、内容的にも不足しており、必ずしも実務に役立っているとはいえない。」との意見あり

■　厚生労働省は、**相談支援機関の職員に向けた成年後見に関する研修を未実施**

＜相談支援機関が利用が想定される者を中核機関へつなぐ際の基準等の作成＞

■　**地域包括支援センターの約３割、基幹相談支援センター等の約２割が「どのようなケースを中核機関につなげばよいかが分かりにくい」**と回答。中核機関の約３割が「類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている」と回答

■　**相談支援機関が制度利用の必要性を判断するためのチェックシートや中核機関につなぐ基準等の作成に取り組んでいると回答した市区町村は約２割**

■　**相談支援機関では**、明文化された基準に基づいて制度利用の必要性を判断しているケースは少なく、**多くは職員の経験則に基づいて判断されており、制度利用の必要性の判断に苦慮**している実態あり

当省の意見

相談支援機関が、利用が想定される者の成年後見ニーズを的確に把握し、中核機関につなぐことができるよう、相談支援機関に対する支援を強化すること。

例えば、

①　相談支援機関に対する研修について、国による研修の実施や都道府県及び市区町村が行う研修の支援を行うなど、その充実を図るとともに、

②　相談支援機関から中核機関へつなぐ際の基準や目安を作成すること。

調査結果③　家庭裁判所と市区町村等の連携状況

背景・制度等

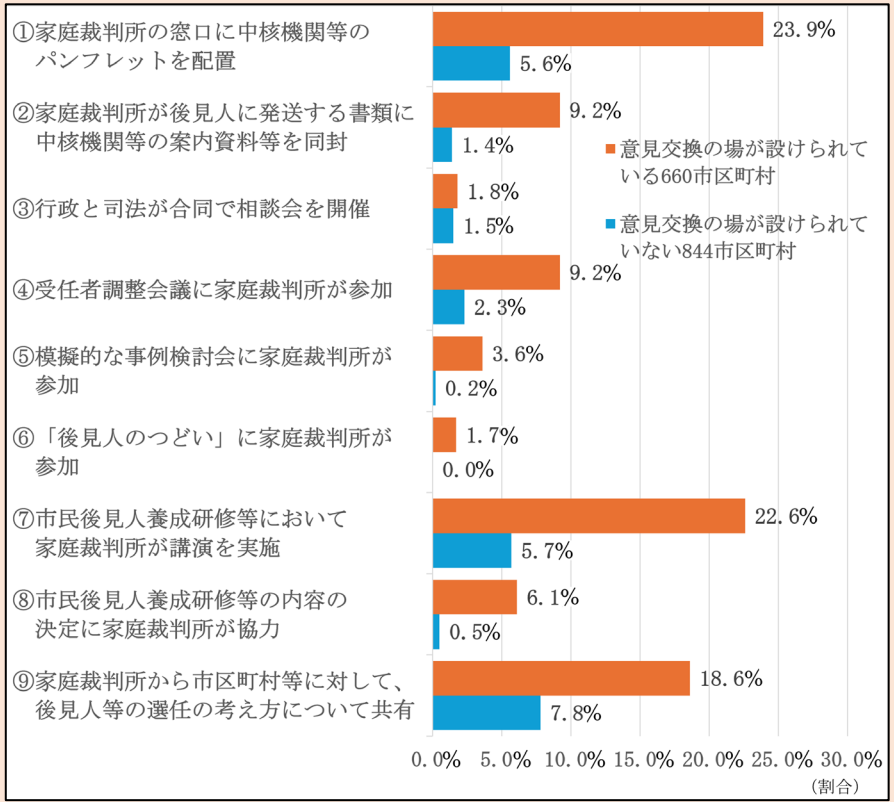


- 利用促進法では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、区域を管轄する家庭裁判所との適切な連携を図るよう留意するものと規定
- 第二期計画では、市町村は、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することが求められると規定。他方、家庭裁判所には、制度の運用改善等に向けて、地方公共団体等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待されると規定

主な調査結果

- **約37%の市区町村は家庭裁判所と未連携**。これらの市区町村のうち、約３割の市区町村が「連携を考えているが、司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」と回答
- 家庭裁判所調査では、意見交換により「市区町村の職員との面識ができたことにより連携のハードルが下がった」との回答が約７割
- **家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村の方が、設けられていない市区町村よりも家庭裁判所と連携した取組が行われている割合が高い**傾向
- 家庭裁判所と意見交換をする場が設けられている市区町村は約４割。意見交換をしていない市区町村がある家庭裁判所は、**意見交換を実施していない理由として、約７割が「市区町村からの求めがない」**と回答

図：家庭裁判所と連携している市区町村の割合



当省の意見

市区町村に対して、
①　市区町村と家庭裁判所の意見交換の場の好事例や意見交換の方法を周知するとともに、
②　都道府県単位や複数市区町村単位など広域実施の方法についても示すこと
などにより、市区町村と家庭裁判所が意見交換できる機会を設けるよう促すこと。

調査結果④　親族後見人への支援状況

背景・制度等

■　第二期計画では、優先的に取り組む事項として、親族後見人（※）への支援が挙げられ、市区町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制の整備が期待

主な調査結果

■　親族後見人からは、「**家庭裁判所に提出する報告書の作成の負担が大きい。**」、「横のつながりがないため**講習会等の機会を設けてほしい。**」といった声あり
■　**約７割の市区町村は親族後見人への支援を未実施**
■　**市区町村からは、親族後見人の連絡先が分からない**ため、親族後見人に対するアプローチを行うことに苦慮しているとの声が多数あり
■　**家庭裁判所から相談窓口のチラシを送付してもらった**ことにより、親族後見人から電話相談が寄せられるようになった例あり

当省の意見

市区町村が行う後見人支援に資するよう、同意がある者について家庭裁判所から中核機関にその者の氏名等を情報提供することなど、親族後見人の連絡先等を市区町村が把握するための方策を検討すること。

※　判断能力が不十分な者の親族（子、親、兄弟姉妹等）であり、支援を行う者として後見人に選任された者

調査結果⑤　他市区町村の利用者数の利用状況

背景・制度等

■　厚生労働省は、調査を通じ全国の市区町村別の利用者数を把握しているものの、その情報は市区町村に未提供

主な調査結果

■　**他市区町村の利用者数を今後参考にしたいとする市区町村は約６割**
■　人口規模の大きい県庁所在市など、**都道府県内に比較対象のない市区町村では、他都道府県の同規模自治体の情報が欲しい**といった声あり

当省の意見

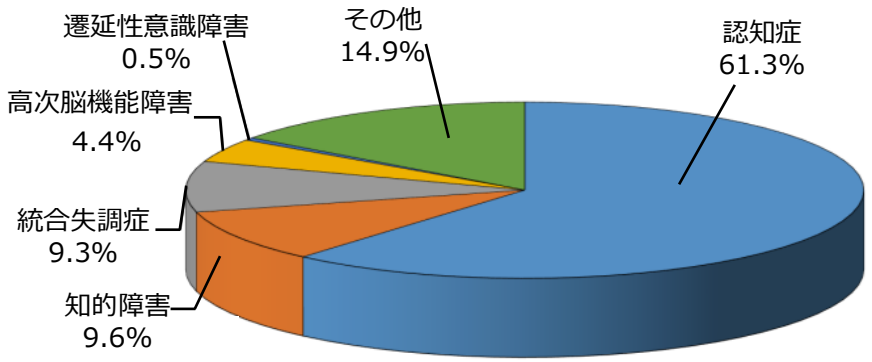
都道府県や市区町村における利用促進の取組に資するよう、全国の市区町村単位の利用者数を都道府県及び市区町村に提供すること。

（参考）成年後見制度の概要等

○ 成年後見制度の概要

- 成年後見制度は、認知症、知的・精神障害などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、家庭裁判所が選任した後見人等（※）が、本人の代理で財産管理や施設入所契約の締結等を行う制度
- 成年後見制度は「法定後見制度」及び「任意後見制度」に大別。このうち「法定後見制度」は、本人の判断能力により「後見」「保佐」「補助」の３つに分類
- 「後見」が最も申立件数が多く、民法（明治29年法律第89号）により、家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、本人、配偶者、四親等内の親族等の請求により、「後見」開始の審判をすることができるとされ、開始の審判を受けた者に成年後見人を付するとされている。

○ 成年後見制度の利用開始原因

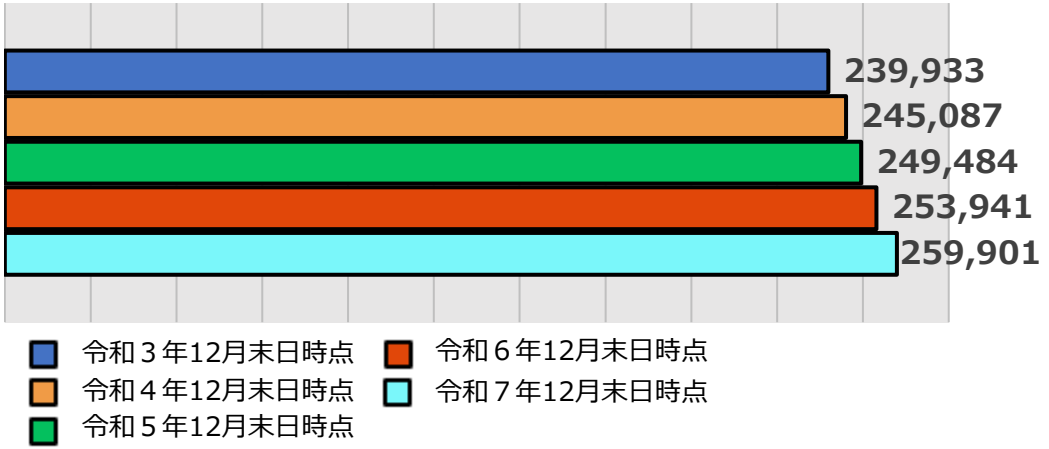


※成年後見制度において、本人の支援を行う者は、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人といった種類があったが、民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第45号）により、同法施行（令和８年６月24日から２年６月を超えない範囲において政令で定める日）後は、成年後見人、保佐人は廃止され、補助人に一本化されることとなった。

○ 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度が十分に利用されていない状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）が制定され、制度の利用促進の基本理念、基本方針等が定められた。
- 利用促進法を根拠に制定された、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）は、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標として、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。」としている。

○ 成年後見制度の利用者数の推移



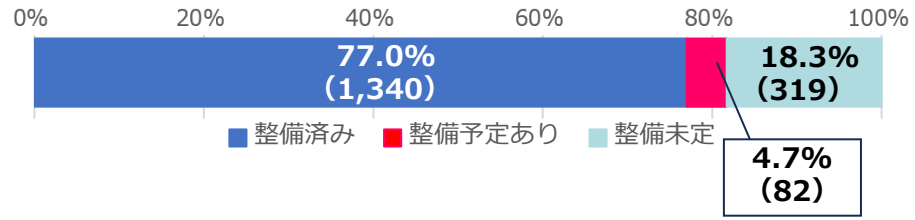
グラフは「成年後見事件の概況―令和７年１月～12月―」（最高裁判所事務総局家庭局）に掲載されたグラフをもとに当省で作成

（参考）中核機関について

○　中核機関の体制と役割

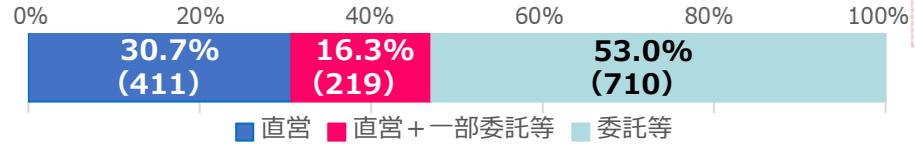
- 第二期計画において、地域において関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関・体制として「中核機関」が位置付けられており、**約８割の市町村で整備**されている。その運営主体は、**市区町村による直営**の場合や、市区町村が**社会福祉協議会**、**ＮＰＯ法人**等へ委託している場合がある。
- 第二期計画では、中核機関の役割として、ⅰ)本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言等を確保しつつ、**権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート**、ⅱ)専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための**関係者のコーディネート（協議会の運営等）**が挙げられている。

中核機関の整備状況（令和７年４月１日）（N＝1,741）



中核機関の運営主体（N＝1,340）

（中核機関を整備済みの自治体のみで集計）



中核機関の委託先内訳

（中核機関の運営主体が「委託等」または「直営・一部委託等」の自治体のみで集計）

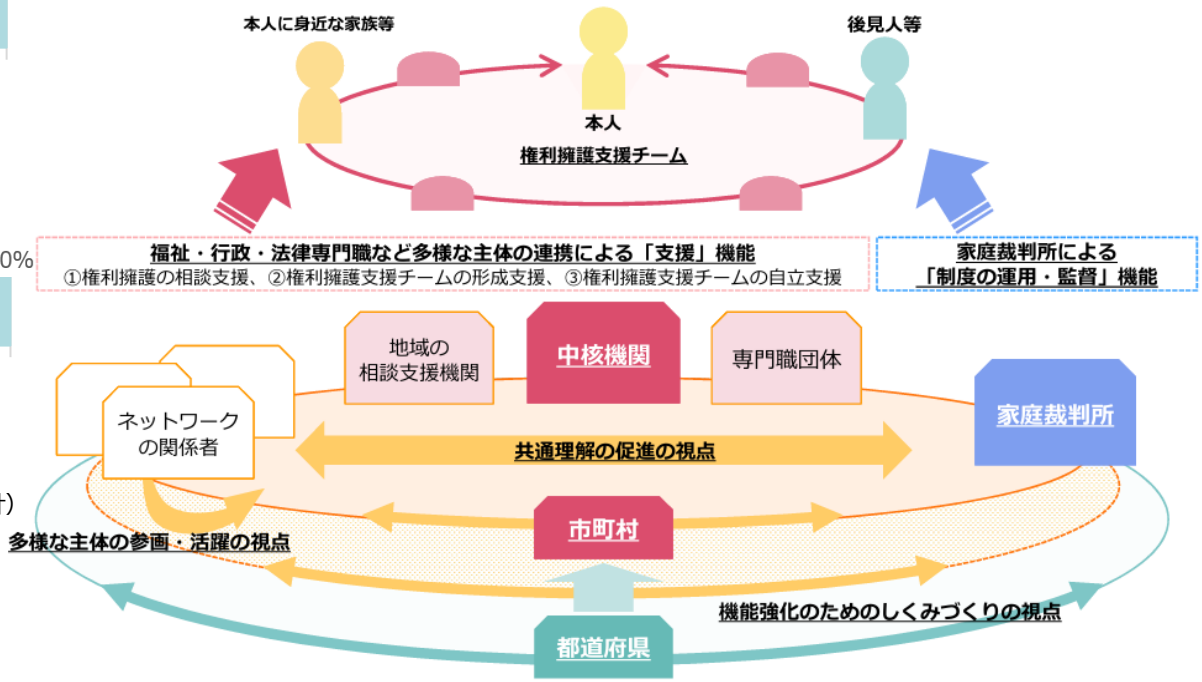
委託先		委託している機関数
社会福祉法人		610
	うち、社会福祉協議会	586
NPO 法人		23
一般社団法人・公益社団法人		16
一般財団法人・公益財団法人		3
広域連合		2
医療法人・医療法人社団・社会医療法人		7
その他（合同会社）		1

※ １自治体で複数の機関に委託している場合や、複数の自治体が１つの機関に委託している場合がある。

※ 重複を含む。

図：権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

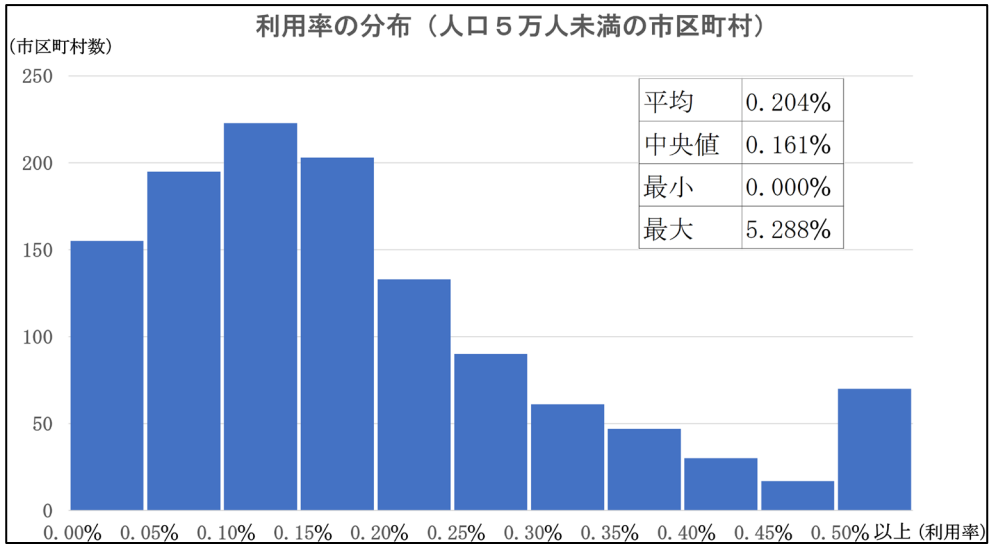
（厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」より）

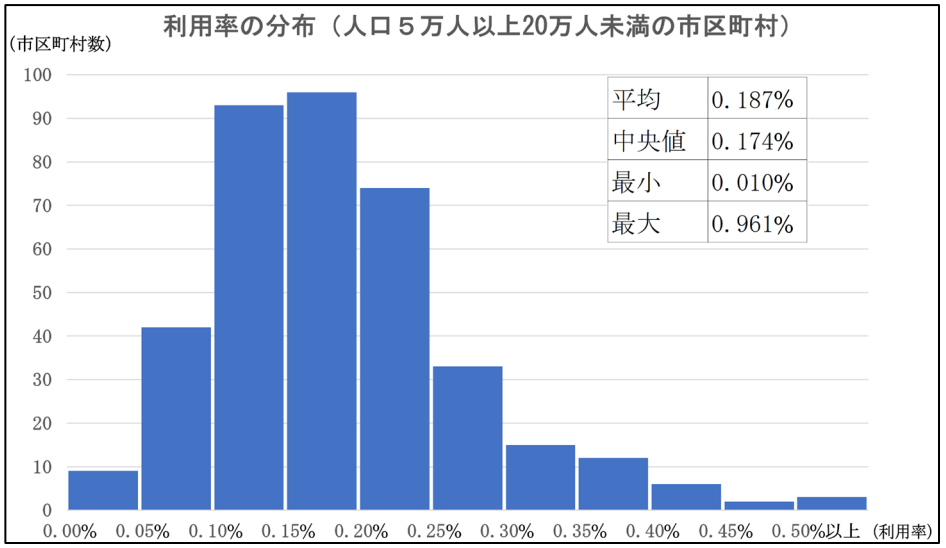


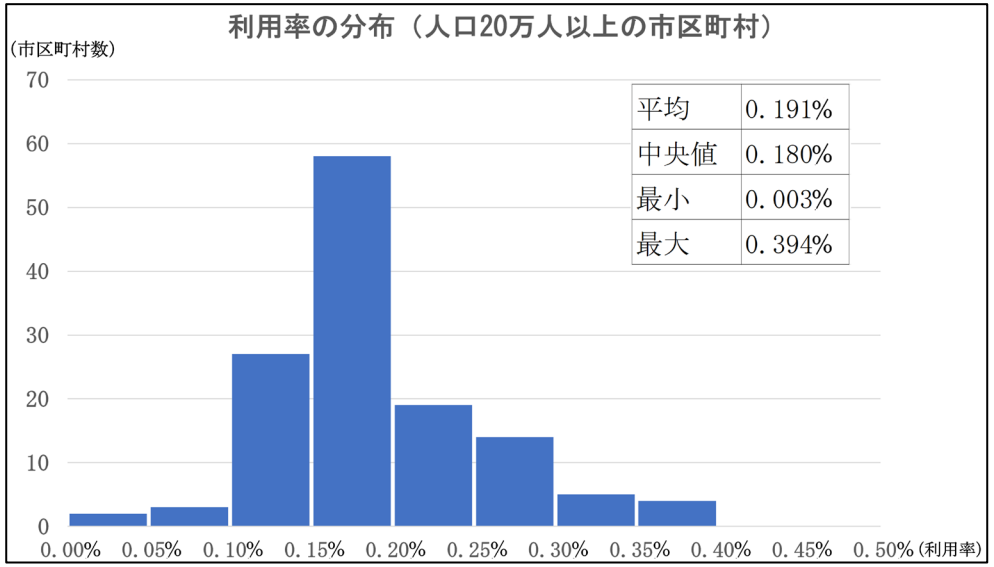
グラフ及び表は「令和７年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」（厚生労働省）より（グラフは当省で一部修正）

（参考）成年後見制度の市区町村ごとの利用率

○　人口規模別でみた市区町村ごとの成年後見制度の利用率（※）







※利用率とは、「令和７年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」（厚生労働省）による各市区町村の成年後見制度の利用者数を、当該市区町村の総人口で割った数字である。



後犬ちゃん（厚生労働省作成のマスコットキャラクター）

行政手続のDX推進に関する調査 －農林水産関係－結果（概要）

総務省

調査の背景

（勧告・通知日：令和８年７月31日　勧告先：農林水産省、通知先：デジタル庁）

■　急激な人口減少社会における担い手不足に対応するためには、利用者起点で業務改革（BPR）に取り組んだ上で、デジタル技術を活用した行政サービスの効率化と利便性向上を図り、DXを推進することが不可欠

■　農林水産省では**「農林水産省共通申請サービス」（eMAFF）を整備・運用**し、行政手続等のオンライン申請を可能としているが、**利用状況は低調**（令和２年度のオンライン利用率は0.3%）。今後、現場のニーズを踏まえ、eMAFFを抜本的に見直す予定

■　**農林水産関係の行政手続のDX推進**に資するよう、**申請に係る手続の実態や課題を把握**し、申請者の負担軽減を含めた手続の見直しやオンライン申請の利用推進等の方策を整理するため、18制度（eMAFF以外のシステムを利用する２制度を含む。）を対象に調査を実施

主な調査結果

○　**業務フローやシステムの見直しにより、申請者・審査者の負担軽減が図られる**と考えられる行政手続あり（38事例）。**他の制度に横展開できるよう、「見直しが期待される事例」**として10類型に分類・整理

（法令に定めのない添付書類の提出や提示機会が確認できなかった資格者証の携帯義務の見直し、関係者間のデータ共有による重複する提出書類の削減、システムの見直しによる情報連携・一括入力・自動転記の可能性　等）

○　eMAFFの利用対象者への**周知や利用の働き掛け、利用メリットの提示等が十分に行われていない**行政手続あり。オンライン申請の**効果の発現も限定的**

・　eMAFFの利用が可能な16制度のうち、６制度で利用が確認できず、このうち３制度では利用の働き掛けも確認できず。
・　オンライン申請による効果についても、郵送費の削減といった一般的な効果にとどまり、申請データの蓄積・管理によるデータの政策等への利活用といった効果までは確認できず。

○　eMAFFに係る**利用状況の把握や利用推進のための統一的・継続的な取組が、組織的に十分に行われていない。**

・　地方農政局において、オンライン申請に係る制度別・地域別の利用状況が十分に把握されておらず、利用推進に向けた進捗管理に課題
・　デジタル庁及び農林水産省におけるプロジェクト監理（注）において、「令和７年度までにオンライン利用率60%」という目標に対する実績把握がなされていない。

当省の主な意見

【農林水産省】

○　「見直しが期待される事例」を踏まえ、**行政手続そのものの見直しを含めた業務改革（BPR）**に取り組むこと。

○　適切な**プロジェクト監理のための環境整備**として以下の措置を講ずること。
・　利用者がオンライン化の効果を実感することにつながるような**達成目標の設定**
・　制度別・地域別の進捗状況が確認できるような**利用推進の計画の作成**
・　申請者の実状に応じた**普及啓発、ユーザーニーズの把握**

【デジタル庁】

○　農林水産省において**必要な措置が講じられているか確認を行い**、プロジェクト本来の目的に対して最大の効果が発揮されるよう、引き続き**具体的な取組を促す**こと。

（注）デジタル庁及び各府省は、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進するため、政府情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施

見直しが期待される事例（イメージ図）

結果報告書 p 37~ 71

オンライン利用の前提となる業務見直し

- 制度や行政手続の存在を前提とし、そのデジタル化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の利便性向上」が二の次とされてしまうおそれ。このため、デジタル化を進めるに当たっては、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化に立ち返って、**業務改革（BPR）に取り組む必要**（参考：「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定））
- 調査では、調査対象機関の実務担当者から、手続の負担感や改善要望といった**ユーザーニーズを聴取**し、他の制度における見直しに当たっても参考となるよう、**「見直しが期待される事例」としてカテゴリー別に整理（右図参照）**（調査対象：18制度）

（業務改革（BPR）の前提に関するもの）（６事例）

視点１　意識改革や行動変容の促進による慣習等の撤廃（４事例）
視点２　システムの利用者となる組織の体制整備・強化（２事例）

（業務改革（BPR）による見直しに関するもの）（18事例）

視点３　制度の見直し（２事例）
視点４　運用の見直し（５事例）
視点５　手続フローの見直し（４事例）
視点６　ルールの統一化・明確化（３事例）
視点７　デジタル技術による効率化（４事例）

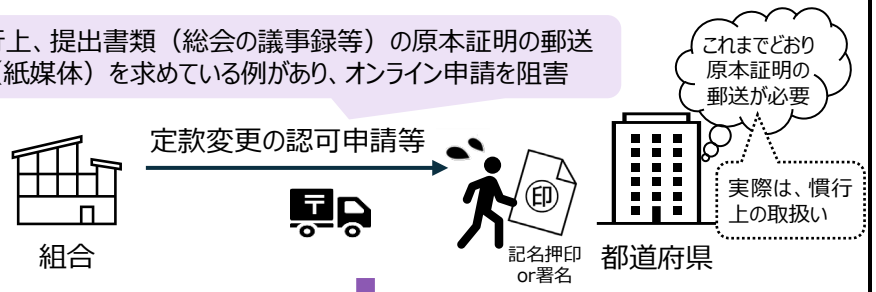
（システムの利活用に向けた見直しに関するもの）（14事例）

視点８　既存システムへの一元化・集約化（４事例）
視点９　利用者の実態やニーズを踏まえたシステムの見直し（５事例）
視点10　システムの利活用や効果的な活用に向けた見直し（５事例）

視点１　意識改革や行動変容の促進による慣習等の撤廃
＜事例No. 2 農業協同組合法等（定款変更の認可申請等）＞

把握できた実態

慣行上、提出書類（総会の議事録等）の原本証明の郵送（紙媒体）を求めている例があり、オンライン申請を阻害



期待される改善例

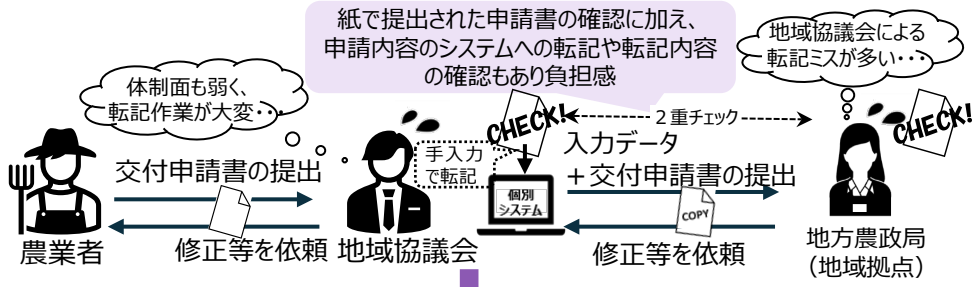
国等において原本証明の郵送を求めていない対応例（電子媒体）の紹介や監督指針の趣旨の徹底など、必要な助言を行う



視点２　システムの利用者となる組織の体制整備・強化
＜事例No. 5 経営所得安定対策等（交付申請書等の確認）＞

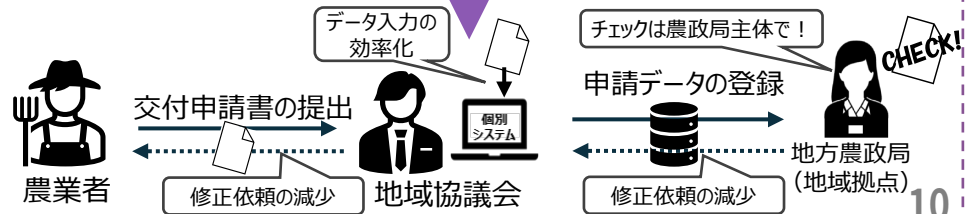
把握できた実態

紙で提出された申請書の確認に加え、申請内容のシステムへの転記や転記内容の確認もあり負担感



期待される改善例

交付申請書等のデータ化に係る効率化に加え、地方農政局主体でのチェック体制への転換も含めた見直しを検討



視点３　制度の見直し
＜事例No. 7 農産物検査制度（農産物検査員の登録等）＞

把握できた実態

検査員証、使われてる？

検査員情報は公示されるため、検査員証がなくても確認可能
検査員証は表記変更があると返納が必要になり作業負担が発生

検査員情報の公示

農産物検査員情報の登録・変更

検査員証の交付

検査員証の**返納**
※検査員証の表記を変更する場合

検査員証（Aさん）

登録検査機関

地方農政局等

公示
Aさん
Bさん
～～
～～

Aさん

公示で確認できるが…

公示で、検査員情報を確認可能

農業者

期待される改善例

検査員情報は公示で確認できること等を踏まえ、検査員証の必要性を含めた在り方を検討

農産物検査員情報の登録・変更

検査員情報の公示

登録検査機関

検査員証（Aさん）

地方農政局等

公示
Aさん
Bさん
～～
～～

農業者

公示で、Aさんが検査員であることを確認

Aさん

Aさんの本人確認

視点４　運用の見直し
＜事例No.13 多面的機能支払交付金（交付申請等）＞

把握できた実態

計画書等では、共同活動の内容を66項目の中から選択。活動内容と項目の対応が分かりにくく、また、これらのデータが分析等に十分に活用されていない。

地域の共同活動
（草刈り等の実施）

実施要綱

共同活動を66項目に区分

申請者
（活動組織）

この活動は、どの項目に該当するんだろう･･･？

計画書・報告書（活動記録等）

修正等を依頼
（項目の選択に係るやりとり多数）

市町村

提出データは交付要件の確認に使用

期待される改善例

共同活動の項目（選択肢）を一層集約するなど負担軽減に向けた見直しを検討

記入項目を簡素化
（活動項目は例示）

交付の効果等の分析への一層の活用

実施要綱

申請者
（活動組織）

該当項目の確認作業が軽減

計画書・報告書（活動記録等）

修正等を依頼

やりとりの減少

市町村

視点５　手続フローの見直し
＜事例No.14 肉用牛肥育経営安定交付金（生産者要件審査及び交付契約）＞

把握できた実態

申請手続が二度必要

①**要件審査**申請

②申請の転送

③登録通知（※2）

ALIC（※1）

④**交付契約**の申込み

⑤交付契約書の交付

畜産農家

畜産協会

二度（①と④）の郵送・回収・確認作業が負担

期待される改善例

約款による契約方式の導入による負担軽減のための見直しを検討

一度の手続でOK！

①要件審査申請
＋約款に基づく申込み

④承諾書の送付

契約書の作成不要！

②申請の転送

③登録通知（※2）

畜産農家

畜産協会

ALIC（※1）

※1 独立行政法人農畜産業振興機構／※２ ALICから畜産農家に送付（畜産協会にも共有）

視点６　ルールの統一化・明確化
＜事例No.18 農地法（相続等の届出に対する受理通知）＞

把握できた実態

法令に規定はないものの、事務処理要領に基づき、全ての届出者に受理通知書を一律に交付し、作業負担が発生している例あり

相続等の届出

「遅滞なく受理通知書を交付」

事務処理要領

「交付」とあるが、届出者全員に交付すべきか･･･

全ての届出者に受理通知書を交付

相続人

農業委員会

期待される改善例

事務処理要領に受理通知書の一律交付を求めていないことを明確化

受理通知書を希望

受理通知書は希望者のみでOK

相続等の届出

事務処理要領

希望者に対し受理通知書を交付

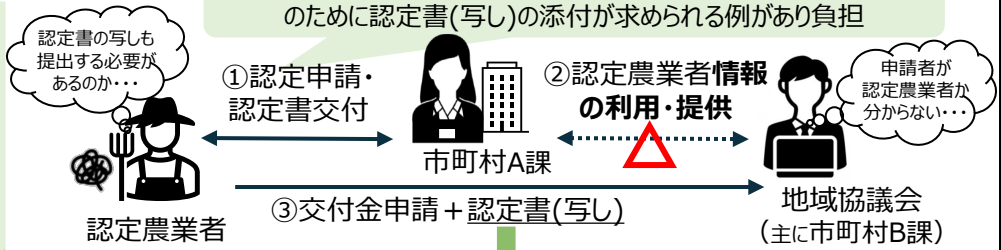
相続人

農業委員会

視点７　デジタル技術による効率化
＜事例No.24 認定農業者制度（認定書の添付及び管理）＞

把握できた実態

認定農業者情報が共有されておらず、交付金の申請要件の確認のために認定書(写し)の添付が求められる例があり負担



期待される改善例

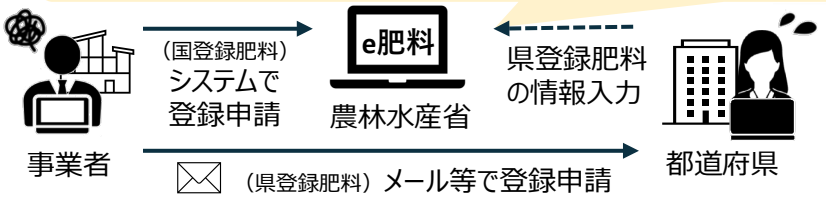
認定農業者情報の内部利用・相互提供や国による一元管理などの仕組みも検討



視点８　既存システムへの一元化・集約化
＜事例No.28 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料登録申請）＞

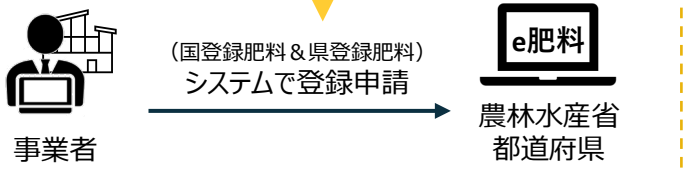
把握できた実態

県登録肥料についてはオンライン申請ができず、事業者にとって負担
また、県登録情報を手作業で入力する県にとっても負担



期待される改善例

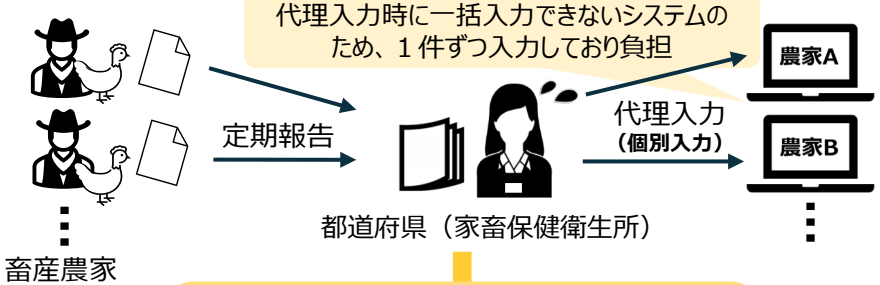
肥料の登録先にかかわらず、同一システムを利用したオンライン申請や入力事務の省力化を検討



視点９　利用者の実態やニーズを踏まえたシステムの見直し
＜事例No.30 飼養衛生管理基準（定期報告）＞

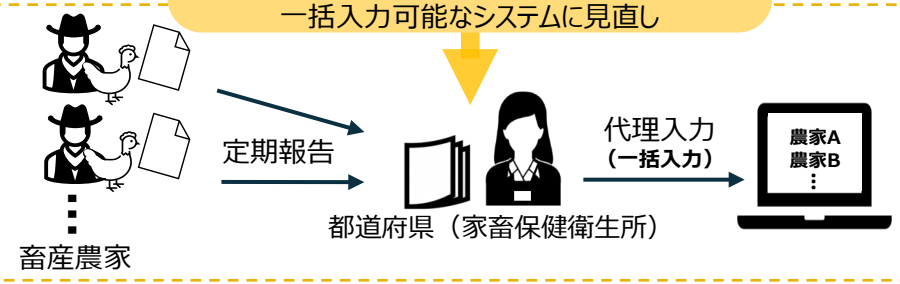
把握できた実態

代理入力時に一括入力できないシステムのため、１件ずつ入力しており負担



期待される改善例

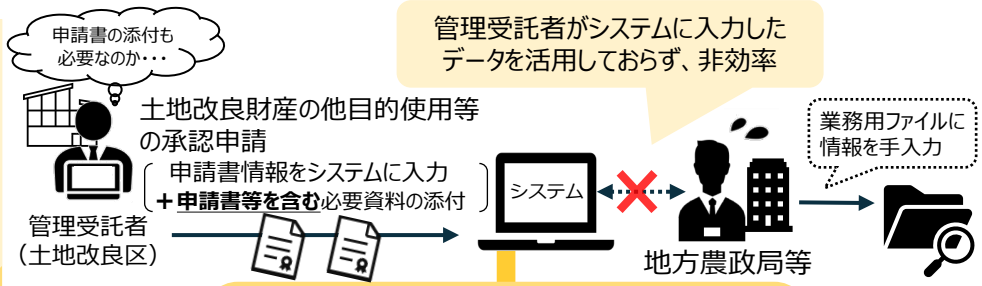
代理入力が多い現場実態を踏まえ、一括入力可能なシステムに見直し



視点10　システムの利活用や効果的な活用に向けた見直し
＜事例No.36 土地改良財産制度（他目的使用等申請等に係るデータの活用）＞

把握できた実態

管理受託者がシステムに入力したデータを活用しておらず、非効率



期待される改善例

申請時の入力情報の活用により、自動転記等による事務作業の省力化を検討



野生動物による被害防止対策に関する調査結果（概要）

くらしの中に 総務省

〔 通知日：令和８年７月31日　通知先：環境省、農林水産省 〕

調査の背景

■　中山間地域での人間活動の低下等により**クマの生息分布域が拡大し、人の生活圏での出没が増加**しており、令和７年度は**人身被害が過去最多**。また、**ニホンジカ等も生息分布域が拡大し、生態系や農林業に深刻な被害**（年間約160億円の農作物被害）

■　平成26年の鳥獣保護管理法改正により、生息数が著しく増加又は生息範囲が拡大している鳥獣を**「指定管理鳥獣」に指定し、個体群管理により適正な生息状態に誘導**する取組を実施。現在**ニホンジカ、イノシシ、クマを指定**

■　指定管理鳥獣の管理強化が求められるものの、**捕獲従事者（銃猟）の減少や高齢化に伴い捕獲圧の維持が困難である、都道府県や市町村の体制が鳥獣の増加や生息分布域の拡大等に追い付かない**などの課題が指摘されている。

主な調査結果１

● **クマの広域的な個体群管理について、関係都道府県で構成される協議会による対策が進まず、国からの支援を求める声あり**

- 協議会の設置・運営の業務負担の大きさや都道府県間で生息調査手法が異なることなどからクマの広域的な個体群管理が進まず。
- 設置された協議会に参加する都道府県間で、個体群管理に関する目標等の統一化が困難となっており、国による調整等の支援を要望

主な調査結果２

①　ニホンジカ侵入初期段階にある都道府県において、隣接都道府県との連携した対策が進まず。

- 侵入元となる都道府県が被害発生地域での対策を優先することなどにより都道府県境地域での侵入防止等に向けた連携が困難となっている例あり

②　狩猟禁止となる都道府県指定鳥獣保護区におけるニホンジカ等の指定管理鳥獣に対する捕獲圧が不十分

- 都道府県指定鳥獣保護区や近隣区域で被害が発生している市町村の約６割で鳥獣保護区での許可捕獲が未実施又は一部期間で未実施
- 約８割の都道府県が「保護すべき鳥獣が不明確な鳥獣保護区あり」と回答

③　市町村がニホンジカ等の捕獲を行う場合の申請・許可手続の簡略化により、職員の負担を軽減し、限られた体制を被害防止対策に活用する余地あり

- 申請・許可手続が不要な捕獲事業（国・都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業）の取扱いを踏まえ、申請・許可手続の簡略化による市町村職員の負担軽減を求める意見あり

調査情報の事前提供（令和７年11月）

クマ被害対策の検討に向け、**広域的な個体群管理に関する都道府県の支援の充実、地方環境局の体制整備**に関して調査情報を提供
【内閣人事局、環境省】

クマ被害対策パッケージ（令和７年11月）等

地方環境局の体制を強化し、**広域的な個体群管理を推進**

当省の主な意見

①　広域でのニホンジカ生息動向の把握・分析や捕獲等に向けた調整など、**関係都道府県の連携促進に向けた支援**【環境省】

②　捕獲圧維持に資する制度や取組の周知等により、被害実態や保護・管理のバランス等を踏まえた**鳥獣保護区制度の適切な運用を推進**【環境省】

③　地方公共団体における実態を踏まえた**鳥獣の捕獲等の申請・許可手続の見直し**【環境省】

調査の背景・視点

調査の背景

■　中山間地域での人間活動の低下や里山利用の縮小等により**クマの生息分布域が拡大し**、人の生活圏での出没が増加。令和７年度には**人身被害者数が過去最多**（158人（２年度）→238人（７年度））

■　国内に古くから生息している**ニホンジカやイノシシの推定個体数は**約20年間で**約3倍。生息分布域が拡大し、生態系や農林業に深刻な被害**（農作物被害額は年間約160億円で推移）



■　増加した鳥獣の生息状況の適正化を推進するため、平成26年の鳥獣保護管理法改正により、法目的に「鳥獣の管理」（生息数の減少や生息分布域の範囲縮小等）を追加するとともに、積極的な管理を促進する観点から保護管理に関する計画体系を再整理し、ニホンジカ等の**個体群管理等により適正な生息状態に誘導する取組を実施**。令和６年度には**クマを「指定管理鳥獣」**に**追加指定**

■　**ニホンジカ等に加え、**近年は**クマによる被害を防止するための管理強化**が求められる状況。ニホンジカの個体数はピーク時から微減傾向にあるもののいまだに高い水準であり、生息分布域は拡大傾向

■　さらに、指定管理鳥獣の**捕獲従事者（銃猟）の減少や高齢化によって捕獲圧の維持が困難**、対策を担う**地方公共団体の体制が鳥獣の増加や生息分布の拡大に追い付かない**ことに加え、**専門的な知見を有する職員の不足**等といった課題も指摘されている。

調査の視点

①　指定管理鳥獣による各種被害防止のための「管理強化」に向けた対策の着実な実施

②　地方公共団体等での限られた人員・体制での効果的な被害防止対策を着実に実施するための業務・手続等の見直しを推進

調査結果①　クマの広域的な個体群管理の推進

結果報告書ｐ25~

背景・制度等

■　ヒグマの個体数は約１万２千頭（令和４年度）と推定され増加傾向。**ツキノワグマは、本州の多くの地域で個体数が増加又は安定化**とされており、約４万６千頭と推定されているが**実態は不明**

■　クマは行動圏が広く、**都道府県境をまたいで広域的に移動**。環境省は、広域的な保護・管理を行うための行政単位となる**「保護管理ユニット」を設定**（本州以南で18ユニット）

■　環境省は、同一の**保護管理ユニットに属する都道府県が協議・調整**し、管理等の方向性について共通認識をもった上で**計画的に広域的な管理等を進めること**を推奨



本州以南の保護管理ユニット

調査結果

■　**広域的な個体群管理に取り組むものは約３割**（4/14保護管理ユニット）

✓　都道府県境をまたぐ広域での個体数推定等に取り組むものあり

（広域的な個体群管理に関する取組例）

✓　関係都道府県と広域協議会を設置・運営。**各都道府県が得たモニタリングデータ等を一元的にシステム登録し共有**を図るとともに、ユニット全体での個体数推定に活用

■　**広域的な個体群管理が未実施（広域協議会が未設置）となっている理由**

✓　「協議会の設置・運営の負担が大きいなど**体制上の制約があるため**」（指定管理鳥獣の管理等に関する業務の増大等）、「個体数推定に活用する**生息状況データの収集方法等に差異があるため**」（各都道府県で調査手法等が異なり統一が困難等）など

■　**広域的な個体群管理が未実施の都道府県への支援に加え、既に取り組む都道府県に対する支援も重要**

✓　保護管理ユニットでの広域的な管理方針を定めているものの、各都道府県の捕獲等の方針の違いなどから**個体群管理に関する目標等の統一化を図ることが困難となる例あり**

✓　都道府県からは、国による**都道府県間の調整等の支援について要望**あり

（関係都道府県間で個体群管理に関する目標等が異なっている例）

✓　クマの捕獲等に関する方針等の違いから、**関係都道府県間で異なる捕獲上限割合により捕獲上限数（目標）を設定**

✓　生息する個体が都道府県境を行き来していることが確認されているが、**隣接する都道府県間で狩猟可否に差異あり**

調査情報の提供（令和７年11月以降）

●　**地方環境局での都道府県支援体制の検討に資する調査情報**（クマ等の広域的な個体群管理に関する取組状況や課題等）を**内閣官房内閣人事局**及び**環境省に提供**（令和７年11月）

●　**クマ被害対策ロードマップに沿った都道府県支援の検討に資する調査情報**を環境省に提供（令和８年６月）

クマ被害対策パッケージ
クマ被害対策ロードマップ

●　**広域的な個体群管理のための都道府県への支援に向けた地方環境局の体制強化**

●　**広域協議会設立等に向けた都道府県に対する支援**

●　**個体数の調査・推定を実施し、結果を踏まえた広域的な管理方針の検討　等**

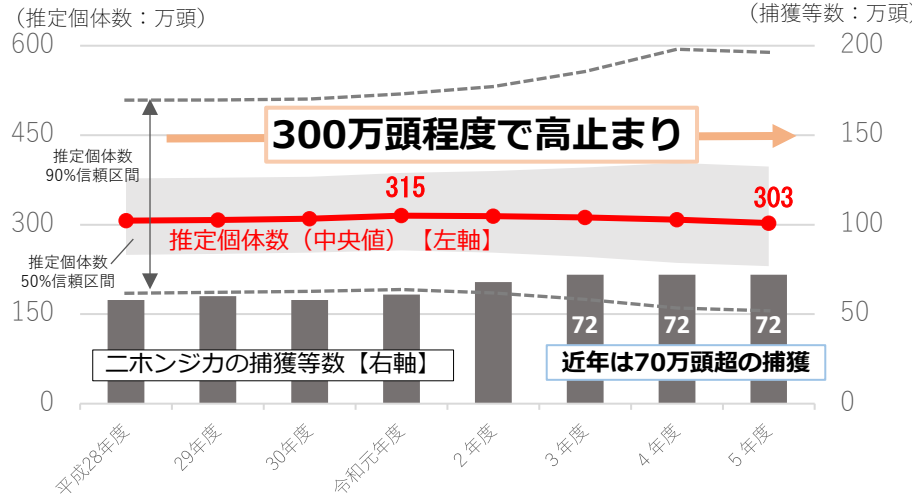
調査結果②　ニホンジカの広域的な個体群管理の推進

結果報告書ｐ67~

背景・制度等

■　ニホンジカの本州以南の**生息分布域面積は**約40年間（S53~H30）で**約2.7倍に拡大**。全国の**推定個体数も**約15年間（H10~H26）で**約3.1倍に増加**。近年は、半減目標等による取組強化によってピーク時から微減傾向にあるが、**300万頭程度で高止まり**

■　環境省は、**生息分布域が都道府県境にまたがる場合**、隣接都道府県等と広域的な管理を実施するため、**隣接する都道府県や国の関係機関等と協力・連携を図ること**を都道府県に求めている。



ニホンジカの推定個体数及び捕獲等数の推移

調査結果

■　**都道府県境をまたぐニホンジカの広域的な個体群管理に取り組むものは約４割**（7/19都道府県）

✓　広域協議会を設置して**広域での継続的なモニタリングや戦略的な捕獲等に取り組む**などの事例あり

✓　環境省（地方環境局）が広域協議会を設置・運営し、**複数都道府県にまたがる捕獲困難地の生息頭数の高密度化の課題等に対して、継続的なモニタリングとともに連携した捕獲事業の実施を調整**

✓　都道府県が自ら広域協議会を設置・運営し、ニホンジカの**侵入初期段階にある都道府県境エリアを対象とした生息状況等の把握や生息区域の拡大防止に向けた捕獲等の対策を実施**

■　**ニホンジカの広域的な個体群管理が未実施となっている理由**

✓　**「予算上の制約」**（都道府県境での捕獲等の事業を増やす予算がない）、**「都道府県での体制上の制約」**（関係都道府県との調整等が必要となるが、体制上の制約等からハードルが高い）、**「隣接する都道府県の協力を得られない」**など

■　**ニホンジカ侵入初期段階にある都道府県において隣接都道府県との連携が進まず**

✓　ニホンジカの侵入初期段階にある地域を抱える都道府県では、生息分布域の拡大や被害増加を懸念

✓　侵入元となる**隣接都道府県は被害が発生する地域での対策を優先、連携のための広域協議会設立や運営に関する事務負担が大きい**などにより、都道府県境地域での連携した対策が進まず

✓　**都道府県からはニホンジカの広域的な個体群管理への国の関与等の支援を求める意見**あり

当省の意見

隣接都道府県からの侵入による生息分布域拡大のおそれがある地域における**広域での生息動向の把握・分析等や捕獲等の実施に向けた調整など、関係都道府県の連携促進に向けた支援**を行うこと。

【環境省】

調査結果③　鳥獣保護区制度の適切な運用

結果報告書ｐ80~

背景・制度等

■　調査対象地方公共団体の多くが**「将来的に指定管理鳥獣に対する捕獲圧を強化することは困難」**（捕獲従事者の高齢化や従事者数の確保といった課題などを背景に**農地等に出没する個体の捕獲等で精一杯**など）と回答

■　国・都道府県は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは鳥獣保護区を指定。保護区内では全ての鳥獣の狩猟が一律に禁止（地方公共団体による許可捕獲等は実施可）

■　都道府県指定鳥獣保護区は全国に約3,600か所、約289万ha（令和７年時点）

	狩猟	許可捕獲等
鳥獣保護区	× 禁止	○ 可能
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	△ 設定された鳥獣のみ可能	○ 可能

鳥獣保護区と狩猟鳥獣捕獲禁止区域での狩猟等の取扱い

調査結果

■　**被害が発生している都道府県指定鳥獣保護区等に対する捕獲圧が不十分**

✓　８割（36/45都道府県・市町村）が「都道府県指定鳥獣保護区又はその近隣地域で被害が発生」と回答

✓　被害が発生と回答した市町村の約６割（11/18市町村）で、**都道府県指定鳥獣保護区等に対する捕獲圧が不十分**

（市町村による許可捕獲が未実施となっている例）

✓　鳥獣の保護が重視される鳥獣保護区であることなどを踏まえ、**慣例等により市町村による許可捕獲の対象区域から除外**しているなどの例あり

■　**狩猟による捕獲圧を活用する都道府県あり**

✓　鳥獣の種類ごとに狩猟可否を柔軟に設定可能な**「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」の活用は約３割**（5/20都道府県）

✓　「都道府県指定鳥獣保護区」から「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への移行によって、**狩猟による捕獲圧を活用しつつ、当該区域等の被害軽減と鳥獣保護の両立を図っている例**あり

■　**狩猟鳥獣捕獲禁止区域を活用していない理由**

✓　**「狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関する制度を知らないため」**（制度の存在を知らない、活用のメリット・デメリットを整理できておらず検討に至っていない等）、**「鳥獣保護区の指定解除により対応」**（都道府県指定鳥獣保護区の指定解除により対応しているため）など

■　**約８割**（15/20都道府県）**で「保護すべき鳥獣が不明確となっている都道府県指定鳥獣保護区」あり**

✓　過去の鳥獣保護管理法基本指針において、一定面積以上の保護区指定を求めており、当該方針に従って積極的に指定された経緯あり

当省の意見

ⅰ）鳥獣種別に狩猟可否が設定可能な「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」制度

ⅱ）被害軽減に向けた都道府県指定鳥獣保護区の指定解除等による取組事例

の周知等により、**鳥獣の被害実態や保護及び管理のバランスを踏まえた都道府県における鳥獣保護区制度の適切な運用を推進**

【環境省】



調査結果④　ニホンジカ等の捕獲従事者に対する補償

結果報告書ｐ95~

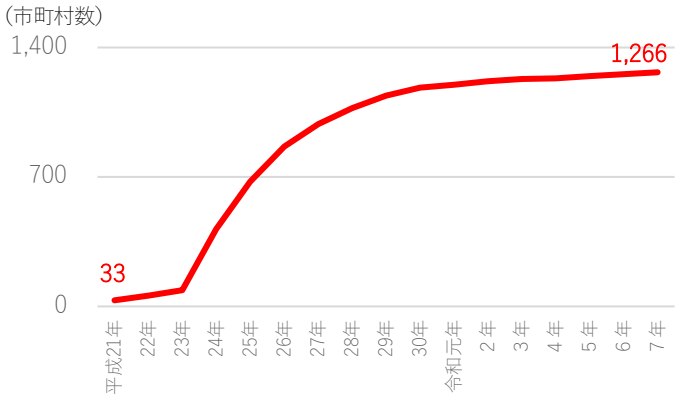
背景・制度等

■　鳥獣による農作物被害額は高止まり。その中でもニホンジカやイノシシによる被害が高い割合を占める状況

■　市町村は、ニホンジカ等による**農林水産業等に係る被害**※1**防止のための捕獲等の担い手として「鳥獣被害対策実施隊」を設置可能**（鳥獣被害対策特措法）

■　隊員は**非常勤の特別職地方公務員。**農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等の**活動中に負った隊員のけが等は公務災害補償制度の対象**

■　鳥獣被害対策実施隊を**設置する市町村は増加。**設置に関して基本指針※2では、**隊員が市町村の鳥獣被害対策の担当職員のみで構成されているなどの課題**を指摘



鳥獣被害対策実施隊を設置する市町村数の推移

※1　農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害（鳥獣被害対策特措法第２条第２項）
※2　鳥獣被害対策特措法第３条に基づき農林水産大臣が定める基本指針

調査結果

■　**「鳥獣被害対策実施隊員」以外の者が農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等を実施しているものは６割**（15/25市町村）

✓　鳥獣被害対策実施隊が未設置となっている市町村あり（2/25市町村）

✓　設置済みの市町村（23/25市町村）でも、①**隊員と隊員以外の者が捕獲等を実施**しているケース（9/25市町村）、②**隊員は市町村職員のみで隊員以外の者が捕獲等を実施**しているケース（4/25市町村）あり

✓　隊員以外の者が捕獲活動中に負ったけが等はハンター保険等で対応

■　**上記市町村の約８割**（13/15市町村）**は、農林水産業等に係る被害防止のための捕獲従事者が負ったけが等に対する補償の充実に関する検討等が必要と回答**

✓　当省調査を契機として、「農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等」の**捕獲従事者が負ったけが等に対する補償の充実に関する検討や対応が必要**との意見あり

（補償の充実に関する意見等）

✓　今後の事故に備えて、「農林水産業等に係る被害防止のための捕獲等」に従事する者を**鳥獣被害対策実施隊員に任命して補償対象とする検討や対応が必要**

✓　補償充実の必要性について検討実績はないが、**国からの働き掛けや鳥獣被害対策実施隊が公務災害補償の対象となることを改めて示してもらえれば、庁内での見直しの契機**となる。

当省の意見

鳥獣被害対策実施隊の構成等を適切に把握するとともに、公務災害補償等に関する情報を積極的に提供するなど、**同実施隊の更なる活用に向けた地方公共団体への働き掛けを強化**すること。

【農林水産省】

調査結果⑤　ニホンジカ等の捕獲許可手続

結果報告書ｐ111~

背景・制度等

■　管理等の目的で鳥獣の捕獲等をしようとする者は、**環境大臣又は都道府県知事の許可を受ける必要**あり。国指定鳥獣保護区は環境大臣、それ以外は都道府県知事が許可権者

■　**都道府県知事の権限に属する捕獲許可手続の一部を市町村に委譲可能**であり、特に市町村が担う「被害防止のための捕獲等」（ニホンジカ、イノシシ等）**に関する事務は委譲されることが一般的**

■　住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合等には、**必要に応じて適切な条件（捕獲区域、捕獲方法等）を付すこと**とされている。

■　都道府県等による指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲等については、法令上の特例措置により、捕獲許可手続が不要

＜「被害防止のための捕獲等」の許可手続の流れ＞

※　国指定鳥獣保護区以外の場合



調査結果

■　**市町村が担うニホンジカ等の捕獲等に当たって、約８割の市町村**（21/25市町村）**が「通年又は狩猟期間を除く通年」でまとめて申請・許可**

■　**適切な条件（捕獲区域の限定、捕獲方法の限定等）を付与しないまま捕獲等を許可するなど、形式的な審査にとどまっている実態あり**

（捕獲許可手続の許可内容（捕獲等の区域及び方法））

✓　慣例等により、**捕獲等の場所に応じた捕獲等の方法を限定せず、申請した捕獲等の区域**（市町村全域、旧市町村全域など）**の全域で銃猟やわな猟を行うことができるよう申請・許可している**（25/25市町村）

✓　申請・許可された数を超過した場合でも改めて捕獲許可手続を実施しない（3/25市町村）

■　**市町村がニホンジカ等の捕獲等を行う場合の申請・許可手続の簡略化により、職員の負担を軽減し、限られた体制を被害防止対策に活用する余地あり**

（捕獲許可手続の見直しに関する意見）

✓　同一行政機関内での手続であるが、その事務負担が大きいことから**手続の見直しや添付書類の省略等の検討を進める余地あり**

✓　申請・許可手続が不要な指定管理鳥獣捕獲等事業（国・都道府県が実施）の取扱いを踏まえ、**被害防止計画等の行政機関が作成する計画に基づく捕獲等についても捕獲許可手続の簡略化の検討の余地あり**

✓　ニホンジカやイノシシだけでなく**他の鳥獣についても同様の観点から手続を見直す余地あり**

当省の意見

特定計画や被害防止計画に基づく許可捕獲の申請・許可手続について、**地方公共団体における実態等を踏まえた見直しを検討**すること。【環境省】

調査結果⑥　認定鳥獣捕獲等事業者の認定・更新手続

結果報告書ｐ123~

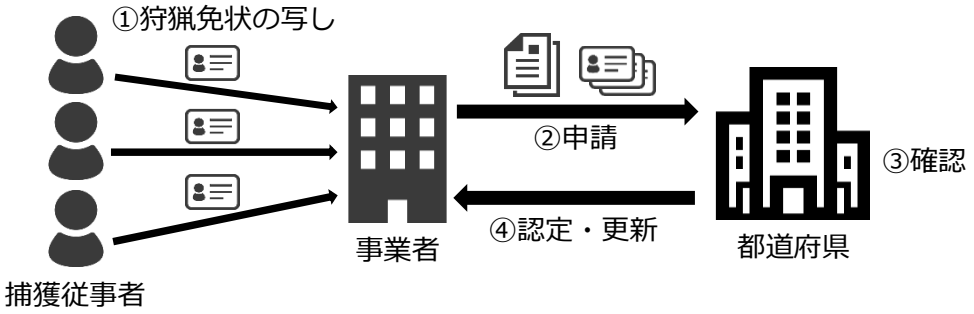
背景・制度等

■　捕獲従事者の高齢化や減少等を踏まえ、鳥獣の捕獲等の担い手の育成・確保を目指し、**平成26年に認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設**

■　認定を受けることにより「認定鳥獣捕獲等事業者」の名称使用や狩猟免許更新時の適性試験の免除、狩猟税の免除といった優遇措置あり

■　**認定手続又は更新手続で求められる書類の一つとして**、事業管理責任者及び捕獲従事者の**狩猟免状の写しを提出する必要あり**

＜認定・更新の手続の流れ＞



調査結果

■　**全ての都道府県において狩猟免状の写しの提出を求めており、事業者側及び都道府県側の両者に事務負担が発生**

（認定・更新手続における事務負担に関する意見）

✓　捕獲従事者が**1,000人程度所属する認定鳥獣捕獲等事業者もあり**、認定又は更新を受けようとする者においては、これらの狩猟免状の写しが求められる【事業者側の負担】

✓　提出された**多数の狩猟免状の写し（紙媒体）の受領、確認作業等**が発生【都道府県側の負担】

■　**狩猟免状の交付主体は都道府県知事であり、都道府県庁内で狩猟免状の交付状況は把握可能**

■　**狩猟免状の写しの添付を省略しても支障は生じないとの意見あり**

（狩猟免状の写しの添付の必要性に関する意見）

✓　**都道府県庁内で台帳の活用等により狩猟免状の交付状況を把握可能**。有効な狩猟免状を有しており安全に捕獲等に従事できることが確認できることなどから、添付を省略しても支障は生じない

✓　**他の都道府県で狩猟免許を取得した者は、庁内の台帳等では情報を把握できない**ケースが想定されるが、**当該ケースのみ狩猟免状の写しを求めればよい**

当省の意見

認定鳥獣捕獲等事業者の認定及び更新手続において**提出が必要となる書類から狩猟免状の写しを除外**するなど、**各都道府県における手続事務の実態を踏まえた改善を図る**こと。

【環境省】

（参考）指定管理鳥獣等の捕獲等の枠組み

- 指定管理鳥獣を含む鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷）は、**原則禁止**（鳥獣保護管理法第８条）
- **狩猟（第11条第１項）**、**許可捕獲（第９条第１項）**及び**指定管理鳥獣捕獲等事業（第14条の２）**を行う場合などに限って捕獲等が可能
- **緊急銃猟（第34条の２）**は、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合、一定の条件（人命等への危害を防止するため緊急に対応が必要等）を満たした場合に限り、市町村長の判断により実施可能
- 都道府県及び市町村では、**許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業により指定管理鳥獣の捕獲等を実施**

分類	狩猟	許可捕獲			指定管理鳥獣捕獲等事業	緊急銃猟
		学術研究等	鳥獣の管理			
			被害防止	個体数調整		
目的	—	学術研究等	**生活環境、農林水産業等に係る被害防止**	**生息数又は生息範囲の抑制**		人の生命又は身体に対する危害防止
法的根拠	**第11条**	**第９条**			**第14条の２**	第34条の２
実施時期	**狩猟期間**※（11月頃～２月頃）	**許可期間（通年可能）**			**事業実施期間**	—
実施区域	鳥獣保護区等の狩猟禁止の区域以外	**許可された区域**（鳥獣保護区も可）			**事業実施区域**（鳥獣保護区も可）	住居等又はその付近
実施主体	**狩猟者**	許可申請者	**市町村**等	**都道府県**等	**都道府県、国の機関**	市町村
主な担い手	—	—	**鳥獣被害対策実施隊**等	**事業受託者**等（認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲団体等）		受託者（捕獲等の技術を有する者）、地方公共団体職員等

※ 対象狩猟鳥獣や都道府県によっては、狩猟期間を延長又は短縮している場合がある。

ひとり親家庭等の支援に関する調査結果（概要）

調査の背景

（通知日：令和８年7月31日　通知先：こども家庭庁、法務省）

■　我が国の**ひとり親家庭等は約134万世帯**。このうち母子世帯の就業率は約86%であり、年間就労収入は一般世帯に比べて低く、養育費の受給率も約28%と低い状況

■　国はひとり親家庭等に対して、子育てや就業等に関する各種支援を行っているが、これらの**支援を「知らなかった」「手続が分からなかった」という声**もあり、その認知度や利用状況は総じて低い

■　本調査は、困難な状況にあるひとり親家庭等に必要な支援が届くための施策の検討に資することを目的として、**ひとり親家庭等の「把握」「支援の周知」「相談対応」**といった一連の流れについて、**地方公共団体における取組状況を調査**するとともに、**ひとり親家庭等の意見を把握・聴取するためアンケートやインタビューを実施**

主な調査結果

◎　**国の補助を受けて地方公共団体が実施する支援事業について、「需要はあるが知られていない」実態あり**

・　国の支援策のうち「ひとり親家庭等日常生活支援」「こどもの生活・学習支援」「母子・父子自立支援プログラム」「離婚前後家庭支援」の各事業について、当該事業を実施している市区町村に住むひとり親家庭等の認知度と利用希望を調査したところ、それぞれ半数以上が「まったく知らない」、そのうち３～４割程度が「知っていたら利用していた」と回答

①　ひとり親家庭等の把握に工夫して取り組んでいる地方公共団体あり

・　いずれの地方公共団体も、児童扶養手当等の申請手続を通じて把握
・　さらに、離婚届により把握した情報を契機としてひとり親支援部門に誘導している事例や、受理通知（離婚届の提出を受けた際に本人確認ができなかった者に対する通知）に支援情報を同封している事例あり

②　必要な支援情報が届くよう、効果的な周知や掲載情報の工夫を求める声あり

・　時間がないひとり親家庭等にとって、SNS等を活用したプッシュ型の周知を実施している地方公共団体では、周知に対する満足度が相対的に高い
・　地方公共団体のホームページや国が運営するプラットフォーム「あなたの支え」において、こどもの年齢やライフステージ別の情報整理や、支援制度を実際に利用した体験談などの情報を求めるひとり親家庭等の声あり

③　相談対応や児童扶養手当の現況届について、利便性向上を求める声あり

・　ひとり親家庭等の意見では「土日・夜間でも相談できるようにしてほしい」が最も多く、土日・夜間対応を実施している地方公共団体では相談対応の満足度が相対的に高い
・　ひとり親家庭等の実情やニーズにかかわらず、児童扶養手当の現況届の提出を対面のみとしている地方公共団体あり（国の通知では対面以外での提出も可）。また、電子申請を希望するひとり親家庭等が半数以上

当省の主な意見

関係府省は以下の措置を講ずる必要

①　戸籍部門の取組事例の提供などにより、地方公共団体の**戸籍部門とひとり親支援部門の連携強化を促すこと。**【こども家庭庁、法務省】

②　SNS等の活用促進や情報掲載の工夫事例の提供などにより、**地方公共団体の周知活動を支援**するとともに、**国のプラットフォームの掲載情報の充実を図ること。**【こども家庭庁】

③　土日・夜間対応といった工夫事例の提供などにより、**地方公共団体の相談体制の整備を支援**する一方、**児童扶養手当の現況届について対面以外の方法による提出の周知や、電子申請の活用を促すこと。**【こども家庭庁】

調査結果　ひとり親家庭等への支援の「認知度」と「利用希望」

認知度

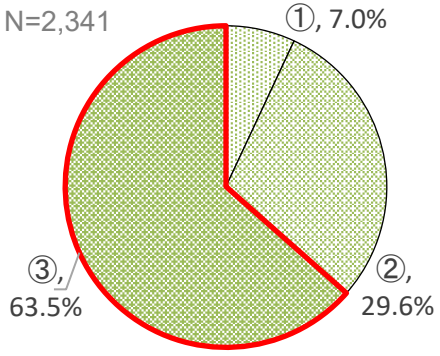
アンケート対象の23市区町村のうち、各事業を実施している市区町村に居住するひとり親家庭等に対し、

まず、当該事業を**「知っていたか否か」（認知度）**を聞いた結果、どの事業も半数以上が「まったく知らない」と回答

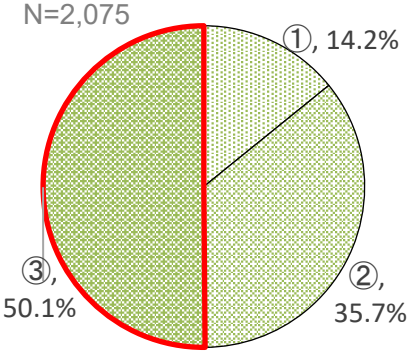
①支援の内容や対象者、利用条件、利用手続等を知っている

②名称は知っている、見たことがある

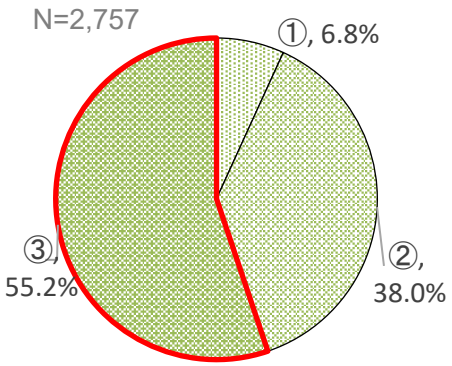
③まったく知らない（今回のアンケートで知った）



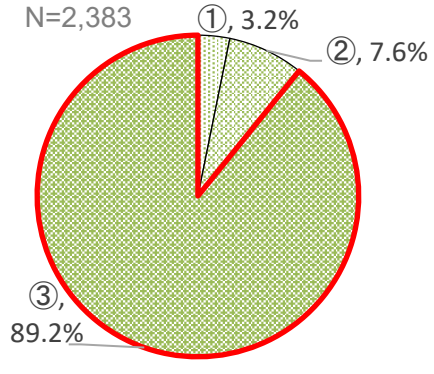
ひとり親家庭等日常生活支援



こどもの生活・学習支援



母子・父子自立支援プログラム



離婚前後家庭支援

利用希望

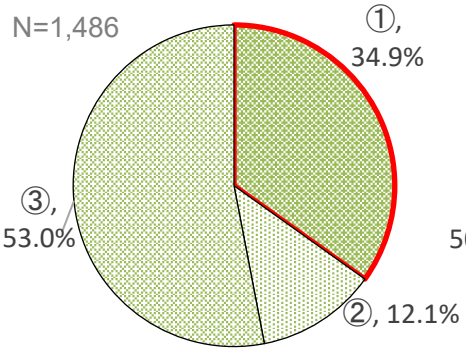
「まったく知らない」と回答した者の**利用希望（「知っていたら利用していたか」）**をみると、どの事業も３～４割程度が「知っていたら利用していた」と回答

⇒ **いずれの事業も、「需要はあるが知られていない」実態あり**

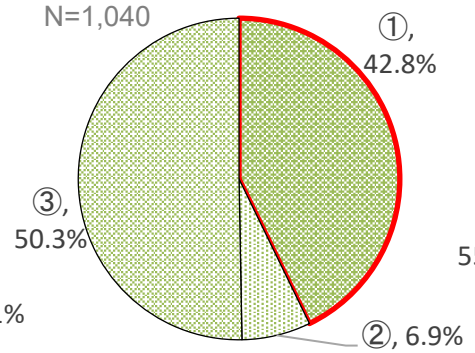
①知っていたら利用していた

②知っていても利用しなかった

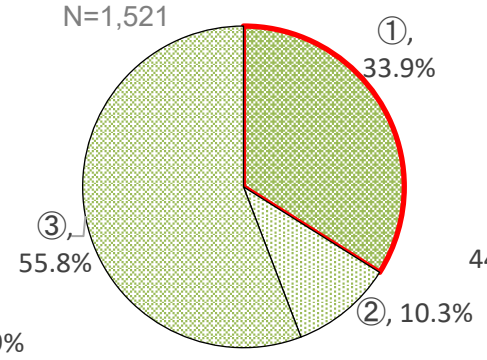
③分からない



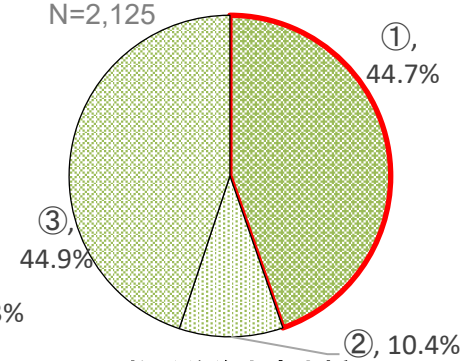
ひとり親家庭等日常生活支援



こどもの生活・学習支援



母子・父子自立支援プログラム



離婚前後家庭支援

（注）1　ひとり親家庭等へのアンケート結果による。図中の「N」は有効回答者数を示している。
2　図中の割合は、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100にならないことがある。

調査結果①　ひとり親家庭等の把握状況

背景・制度等

■　ひとり親家庭等の把握に当たっては、本人からの各種申請がないと、把握することは困難

■　地方公共団体における**離婚届**の交付時や受理時には、これらを所管する「戸籍部門」と「ひとり親支援部門」とが適切に連携することにより、これからひとり親家庭等となる（又はなったばかりの）者への早期の働き掛けが可能

■　離婚届には、協議離婚時の親子交流（面会交流）や養育費の取決めを促進する観点から、**養育費等の取決めの有無をチェックする欄**あり

■　離婚届を契機として、ひとり親家庭等と接する機会としては、離婚届の交付時や受理時のほかにも、届出を単独で提出しに来た場合、その場で本人確認できなかったもう一方の者に、**受理通知**を送付する機会あり

■　国は令和３年２月、**地方公共団体の「戸籍部門」と「ひとり親支援部門」の連携**を促すため、法務省と厚生労働省（当時）からそれぞれ**事務連絡**を発出。その中で、支援を必要とするひとり親家庭等が戸籍窓口を訪れた際、ひとり親支援部門から相談員を派遣することやひとり親家庭等に対する積極的な情報提供などの連携方策を周知

令和８年３月には、離婚届の養育費等の取決めの有無のチェック欄を活用した支援について、こども家庭庁と法務省の連名で事務連絡を発出

主な調査結果

■　**ひとり親家庭等の把握**に当たり、

✓　いずれの地方公共団体でも、児童扶養手当等の本人からの申請を通じて把握

⇔　一方、ひとり親家庭等のうち、児童扶養手当を受給している者は６割程度（既存統計による試算）であり、**申請手続をしないひとり親家庭等を把握することは困難**

当該把握の一環として、地方公共団体の**戸籍部門における離婚届等の手続時に、ひとり親家庭等を早期に把握して、支援につなげることが重要！**



■　**早期に支援につなげる取組として、**離婚届の手続において、

✓　**養育費等の取決めの有無のチェック欄**により、

養育費の取決めをしていない者を把握した場合に、

ひとり親支援部門で実施している支援事業を戸籍部門で案内している事例あり

✓　離婚届の**受理通知**送付の機会を活用して、**支援情報を同封**している事例あり

当省の意見

こども家庭庁及び法務省は、以下の措置を講ずる必要

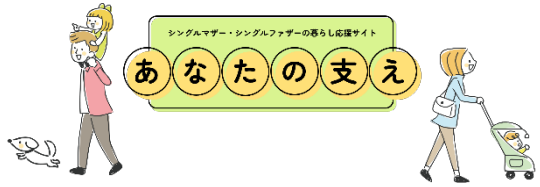
■　**離婚届の情報を契機とした支援への誘導**や、**離婚届の受理通知を送付する際の支援情報の同封**といった戸籍部門による取組事例の提供などにより、**戸籍部門**と**ひとり親支援部門**の一層の**連携強化**の促進

調査結果②　ひとり親家庭等に対する支援の周知状況

背景・制度等

■　こども家庭庁は、「ひとり親家庭等就業・自立支援事業」により、**SNS等の活用**など、**ひとり親家庭等が接しやすい方法によって地方公共団体が情報発信**することを支援

■　こども家庭庁は、ひとり親家庭等が利用できる支援等の情報が一目で分かる**プラットフォーム「あなたの支え」**を構築し、ひとり親家庭等が必要な情報に**アクセスしやすい環境**を整備



■　こども家庭庁では「①子育て・生活支援」「②就業支援」「③養育費確保等支援」「④経済的支援」の４本柱により支援を推進

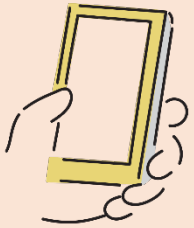
⇒　今回は、柱①～③の中から、４事業（※）を選定し、実施状況等を調査

（※「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「こどもの生活・学習支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「離婚前後家庭支援事業」）

主な調査結果

■　**周知の手段・媒体**について、

✓　広報誌やチラシ、パンフレット等の紙媒体、地方公共団体公式ホームページのほか、SNS（LINE等）、メールマガジン、アプリ等を用いた**プッシュ型の積極的な周知**を実施している事例あり



✓　こうした**プッシュ型の積極的な周知**を実施している地方公共団体では、周知に対するひとり親家庭等の**満足度が相対的に高い**

■　**掲載内容**について、こどもの年齢やライフステージ別の支援情報の整理や、**支援を実際に利用した**ひとり親家庭等の**体験談**の掲載のほか、**プラットフォームの情報拡充**を求める声あり

■　調査対象４事業のうち**「ひとり親家庭等日常生活支援事業」**(※)は、実施体制が整わないとして**周知控えが発生**している地方公共団体あり

一方、当該事業につき、一般的な子育て支援策である**「ファミリー・サポート・センター事業」との連携**を模索している地方公共団体もあり

当省の意見

こども家庭庁は、以下の措置を講ずる必要

■　**SNS等の活用促進**や、支援情報の掲載に当たって**工夫した事例の提供**等により、地方公共団体の周知活動を支援

■　**プラットフォーム**について、地方公共団体が独自に実施する取組を含む支援情報や、**実際に支援を利用したひとり親家庭等の体験談・感想**などの**掲載情報の充実**を図るとともに、その周知に努める。

■　**「ひとり親家庭等日常生活支援事業」**について、地方公共団体による周知控えが発生していることを踏まえ、**事業の在り方を検討**

※　ひとり親家庭等が疾病などにより生活援助等が必要となった際に、ヘルパーを派遣するなど、生活の安定を図るもの

調査結果③　ひとり親家庭等に対する相談対応状況等

背景・制度等

■　「全国ひとり親世帯等調査」（こども家庭庁）では、市区町村福祉関係窓口の利用状況は母子世帯46.0%、父子世帯31.3%にとどまっており、**数ある制度からひとり親家庭等が必要な支援にたどり着くことができるかが課題**

こども家庭庁は「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」や「ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ）」により、IT機器等の活用をはじめとした**相談機能強化**や、**相談支援体制の総合的な構築・強化**を支援

■　**児童扶養手当**の受給に当たっては、毎年度、就労収入や養育費の受給状況等を地方公共団体に**現況届**として提出する必要があり、これについて、ひとり親家庭等が抱える課題を相談できる機会として、従来から**対面による提出**が求められてきたが、ひとり親家庭等の負担への配慮や、コロナ禍を経て、こども家庭庁は、**地方公共団体の判断**で**郵送や電子申請による手続を行うこととしても差し支えない**旨を周知

主な調査結果

■　**相談対応**について、

✓　アンケート・インタビューで改善点を聞いた結果、ひとり親家庭等からは、**「土日・夜間対応や、時間を問わないメール・チャットでの対応」「適切な相談員の育成・配置」**に関する回答が多かった。

✓　**土日・夜間でも相談対応**を実施している地方公共団体では、実施していない地方公共団体に比べ、相談対応に対するひとり親家庭等の**満足度が相対的に高い**

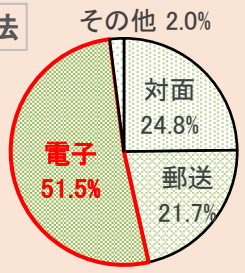
■　**児童扶養手当の現況届**について、

✓　**全ての受給者に、一律に対面での提出を求める地方公共団体あり**

⇔　一方、ひとり親家庭等から、対面での提出は負担だという声多数

✓　**電子申請**が活用されているのは、調査対象28市区町村中３市区町村のみ

⇔　一方、**半数以上のひとり親家庭等が電子申請での提出を希望**



当省の意見

こども家庭庁は、以下の措置を講ずる必要

■　**相談対応**について、

✓　**ワンストップ相談窓口の開設**や**土日・夜間対応**といった工夫事例の提供や、相談体制整備を支援する補助事業の活用促進などによる地方公共団体への支援

✓　**母子・父子自立支援員向け研修**の**内容の充実**

■　**児童扶養手当の現況届**について、

✓　一律に面談を必須とする必要はなく、**対面によらない柔軟な対応**を行っても差し支えない旨の地方公共団体への改めての周知

✓　国における行政手続のオンライン申請化の動きも踏まえつつ、**必要な見直しを検討**するとともに、地方公共団体に対する**電子申請の一層の活用**の促進

くらしの中に
総務省

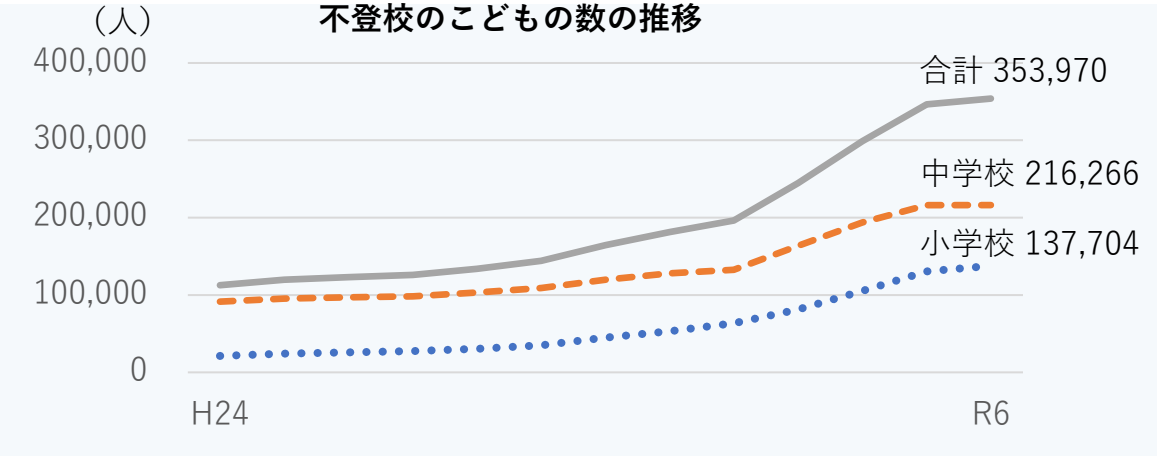
不登校等のこどもの健康診断に関する調査（概要）

（通知日：令和８年10月22日　通知先：文部科学省、こども家庭庁、厚生労働省）

調査の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
不登校のこどもの学校健診の受診状況・・・・・・・・・29
不登校のこどもが学校健診を受けなかった理由等・・30
学校や福祉部局等の取組・・・・・・・・・・・・・・・31
不登校のこどもの健康の保持増進に必要な対策・・・32

調査の背景

■　小中学校における不登校のこどもの数は、12年連続で増加（令和６年度：約35万人）



※　文部科学省の資料による。

■　学校保健安全法等で定められた小中学校の健康診断（学校健診）を受診していない不登校のこどもが相当数存在する可能性があるが、不登校のこどもの受診状況は不明

　健康診断未受診によって、日常生活で気付き難い疾病や異常が見過ごされ、学齢期のこどもの健康の保持増進に支障を来すことが懸念される。

■　平成28年の教育機会確保法※の成立等を受け、近年、不登校のこどもへの支援策は強化されているが、支援内容は多様な学びの場の確保が中心であり、不登校のこどもの健康診断や健康管理に係る対策は明確化されていない。

※　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

■　今回、小中学校や市町村の福祉部局等への調査と合わせて、不登校のこども本人とその保護者へのアンケート調査を実施し、不登校のこどもの健康診断の受診状況や課題等を把握・整理

不登校のこどもの学校健診の受診状況

- **学校健診の受診状況を抽出調査（小中学校52校）したところ、小中学校の不登校のこどものうち、5.7%（小学校）及び19.9%（中学校）が全科目未受診であった。**
- **全科目未受診及び尿検査以外未受診のこどもは、期間中（令和７年度当初から９月末まで）の登校日をほぼ全て欠席の傾向（小学校93日・83日、中学校85日・86日）がみられ、校内における受診を前提とした対策には限界あり**

n＝小学校174人（うち10人は欠席日数未把握）、中学校690人

		全科目受診	全科目未受診（A）	一部科目未受診		
				尿検査以外未受診（B）	問診科目未受診（A・B除く）	その他
小学校	令和７年度受診状況	17.8%	5.7%	12.1%	21.3%	43.1%
	平均欠席日数（R７.９末時点）	47日	93日	83日	65日	52日
中学校	令和７年度受診状況	12.2%	19.9%	8.1%	25.1%	34.8%
	平均欠席日数（R７.９末時点）	49日	85日	86日	70日	59日

全ての問診科目を受診していない不登校のこどもが４割（小学校）及び５割（中学校）を占める。

※　科目は、内科・耳鼻咽喉科・眼科・歯科・尿検査・心電図及び身体等計測（下線は医師による問診科目）

※　尿検査は、基本的に保護者による学校への検体提出が可能

※　９月末時点で90日前後欠席の場合は、令和７年度当初から９月末までの登校日をほぼ欠席している。

＜不登校で学校健診を受けておらず、疾病等の発見が遅れたと考えられる事例（今回の調査で把握）＞

- ✓ 小学１年生から不登校であったところ、中学２年生時の福祉部局等との面談の際に顕著な側わん症が判明。医療機関において手術を要すると診断
- ✓ まぶたと足の浮腫がひどかったので、小児科で尿検査した結果、大きな病院を紹介され受診したところ、ＩＧＡ腎症等と診断。学校の尿検査を受けていれば早期発見できていたかもしれない。
- ✓ 小学３年生で声変わりが始まったため検査を受けたところ、思春期早発症と診断を受け、既に性ホルモン分泌の後期に入っていた。10センチ以上の身長の伸びがあったので、学校健診を受けていれば早く発見できていた。
- ✓ こどもの受診治療に消極的な母子家庭であり、母親の養育能力の低さ等に伴うネグレクトやこどもの偏食により十分な食事がとれず、成長障害が生じていた。多数の虫歯もあり、健康な歯が３本しかない口腔（くう）崩壊の状態

不登校のこどもが学校健診を受けなかった理由等（アンケート結果）

- **不登校のこども本人とその保護者へのアンケートの結果、不登校のこどもの健康診断受診促進のためには、校内における配慮（日時をずらす等）や校外における受診機会の設定が必要であることが分かった。**

■ 学校健診を受けなかった主な理由についての保護者の回答

n ＝1,671件

学校健診を他の子と違う日時に受診できるなどの配慮はあったが、**こどもが学校に行くことが難しかった。**	**33.7%**
学校健診を他の子と違う日時に受診できるなどの配慮がなかった。	**28.4%**
学校健診の事前連絡がなかった・気付かなかった。	21.2%
その他（**こどもが外出自体を嫌がる**等）	16.7%

※　回答者は、いずれかの理由を一つ選択

※　本質問の回答者には小中学校の時に不登校だった高校生を含む。

■ どうすれば健康診断を受けやすかったかに関するこどもの回答

n ＝734件

質問内容	はい	いいえ	わからない
学校内で他のお友達や先生と会わないようにする。	**42.8%**	30.5%	26.7%
学校内でおうちの人が一緒にいる。	28.5%	42.9%	28.6%
学校以外の場所（病院など）でする。	**58.7%**	18.3%	23.0%

※　回答者は、各事項で「はい」、「いいえ」又は「わからない」のいずれかを選択

※　本質問の回答者には小中学校の時に不登校だった高校生を含む。

学校や福祉部局等の取組

● **市町村の中には、学校医の医療機関や総合病院で健康診断を受けられるようにしている事例のほか、家庭訪問による健康管理等のアウトリーチ支援を行っている事例もあった。**

学校の取組

■ 調査した小中学校52校のうち23校では、不登校等により校内で学校健診を受けられなかったこどものために、学校医の医療機関でも受診できる措置を実施。52校における不登校のこどもの受診率をみたところ、学校医の医療機関で受けられる学校の方が受診率が高かった。

不登校のこどもの学校健診受診率	内科	耳鼻咽喉科	眼科	歯科
学校医の医療機関で受診可	45.3%	41.5%	40.8%	39.1%
学校医の医療機関では受診不可（校内受診のみ）	29.4%	31.9%	25.5%	22.8%

学校と連携した福祉部局等の取組

■ 調査した福祉部局等の中には、不登校により学校健診を受けられなかったこどものために、市立病院で、健康診断を無償かつ基本的にワンストップで受診できる措置を実施している事例※あり

※ 当該事例は、市の独自財源で実施されており、国の支援についての要望あり

市立病院における不登校のこども向け健康診断の例（A市）	
対象者	市内在住の小中学生で、学校健診未受診かつ不登校又は不登校の兆候があるこども
実施内容	・学校健診の科目を市立病院で一括して受診可能（歯科のみ市内の歯科医療機関で受診。いずれも無償） ・学校健診の科目に加えて、発達障害等に対応した独自の措置として、臨床心理士による相談受付も実施 ・受診機会確保のため、健診期間は８月から３月まで

■ 調査した福祉部局等の中には、包括的な支援体制※の構築等を通じて学校と連携し、ひきこもりや家庭事情が複雑な不登校のこどもに対して、家庭訪問による健康管理等のアウトリーチ支援を実施している事例あり

※ 社会福祉法で規定された「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」を指す。

福祉部局等によるアウトリーチ支援の例（B町）	
情報連携	福祉部局等は、学校やスクールソーシャルワーカーからこどもの情報を入手（保護者の同意の有無は不問）
支援対象	限定せず。学校等から相談・依頼があれば基本的に対応
支援内容	福祉部局等の職員（保健師等）が家庭訪問し、安否・健康状態の確認、受診治療の勧奨、受診同行等を実施

不登校のこどもの健康の保持増進に必要な対策

● 不登校のこどもの状態は様々であり、健康の保持増進のためには、登校状況や家庭事情等に応じた対策を取ることが必要

❶比較的学校に通えている場合は、学校内で受診しやすくなるような配慮が必要

不登校のこどもの多くは、断続的にせよ登校している傾向

- ✓ 保護者からは、校内で日時を別にするなどの配慮がなかったので受診できなかったとする回答が３割
- ✓ こどもからは、校内で他の人と会わないようにするなどの配慮があれば受けやすいと感じている回答が４割

国の対策

- ● **学校健診の日時を同級生とずらすなど、校内で受診しやすくする配慮についての教育委員会への周知**（文部科学省）

❷学校には通えていないが、外出は不可能ではない場合は、学校外で受診できる機会が必要

不登校で学校健診を全科目未受診等のこどもは、登校日をほぼ欠席の傾向

- ✓ 保護者からは、こどもが学校に行くことが難しかったとする回答が３割
- ✓ こどもからは、学校以外の場所であれば受けやすいと感じている回答が６割
- ✓ 学校医の医療機関における学校健診の実施例あり（実施した方が受診率高）
- ✓ 福祉部局等による総合病院等で不登校のこども向けの健康診断の実施例あり

国の対策

- ● **学校医の医療機関での受診を可能とする取組の普及に向けた教育委員会への周知**（文部科学省）
- ● **福祉部局等が不登校のこどもの健康診断を行う場合に国の事業※の対象となり得ることの明確化及び周知**（こども家庭庁）

❸ひきこもりや、家庭事情が複雑な場合は、福祉部局等による学校と連携したアウトリーチ支援が必要

不登校のこどもの中には、ひきこもり状態や家庭事情が複雑（生活困窮等）なケースもあり

- ✓ 包括的な支援体制の構築等により、福祉部局等が学校と連携し、家庭訪問を通じた健康管理等のアウトリーチ支援を行っている事例あり
- ✓ アウトリーチ支援を充実させるには福祉部局等の予算や体制に課題があり、国による支援の要望あり

国の対策

- ● **学校を含む市町村内での連携の重要性に鑑み、社会福祉法に基づく包括的な支援体制の有用性の周知**（厚生労働省）
- ● **福祉部局等が不登校のこどもへのアウトリーチ支援等による健康管理に取り組む場合に国の事業※の対象になり得ることの明確化及び周知**（こども家庭庁）

※　こども家庭庁は、不登校のこども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、きめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」を実施